

令和元年11月20日

建設緑政局関係議案資料 (その3)

議案第171号

神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更
の同意について

建設緑政局

横浜環状北西線開通後の首都高速道路の料金変更

1 横浜環状北西線の概要

- 平成29年3月に開通した横浜北線と直結する路線として、東名高速道路と第三京浜道路を結ぶ、延長約7.1kmの自動車専用道路
- 開通により、東名高速道路・横浜港・羽田空港が直結され、ネットワーク強化による国際競争力の向上や所要時間短縮による物流効率化・経済活性化等が期待



図1.横浜環状北西線の概要

2 料金変更を行う理由

- 東名高速を経由して東京や埼玉方面に向かう最短経路(→)よりも、首都高速の北西線及び横羽線を経由した距離の長いルート(⇨)の方が安価となり、**料金格差が発生**。
- その結果、**北西線を利用する迂回交通が増加し、羽田空港周辺区間や本市南部地域の沿道環境への影響が懸念**

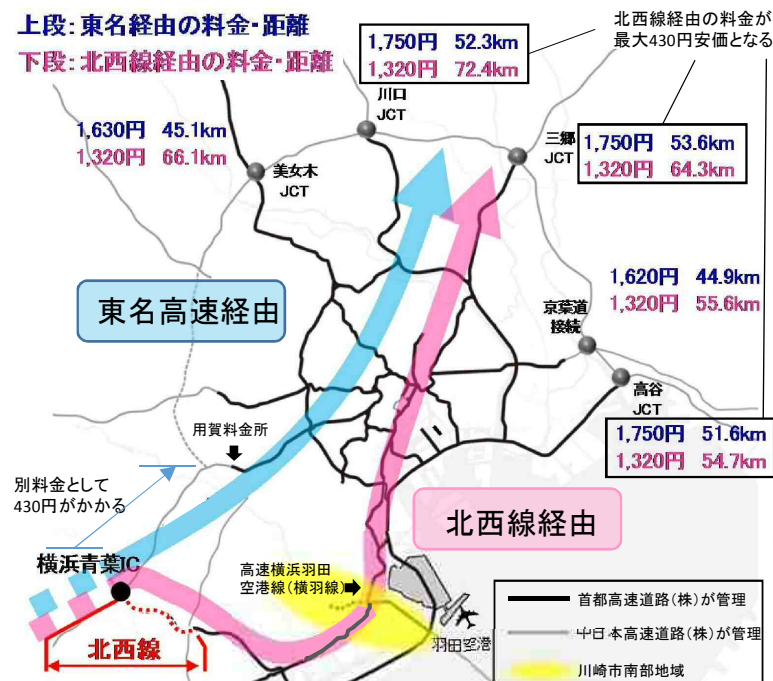


図2.経路別の料金比較 (ETC普通車)

表1.現行の車種別料金 (ETC車)

	下限	上限
軽自動車	280円	1,090円
普通車	300円	1,320円
中型車	310円	1,410円
大型車	400円	2,080円
特大車	460円	2,650円

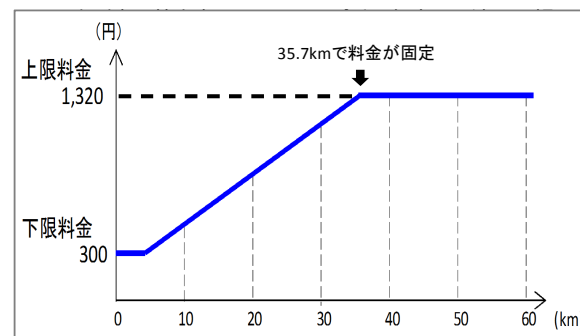


図3.現行の距離別料金の推移 (ETC普通車)

3 具体的な変更の内容

- 北西線経由の迂回交通の増加を抑制するため、**東名高速と北西線を連続利用(※)する交通に対して料金調整を行い、上限料金を1,800円(普通車)に変更**
- 連続利用しない場合は変更なし。
※ 横浜青葉ICを流出し、首都高速道路(株)が別に定める時間内に当該ICで再流入した場合は、連続して通行したものとみなす。

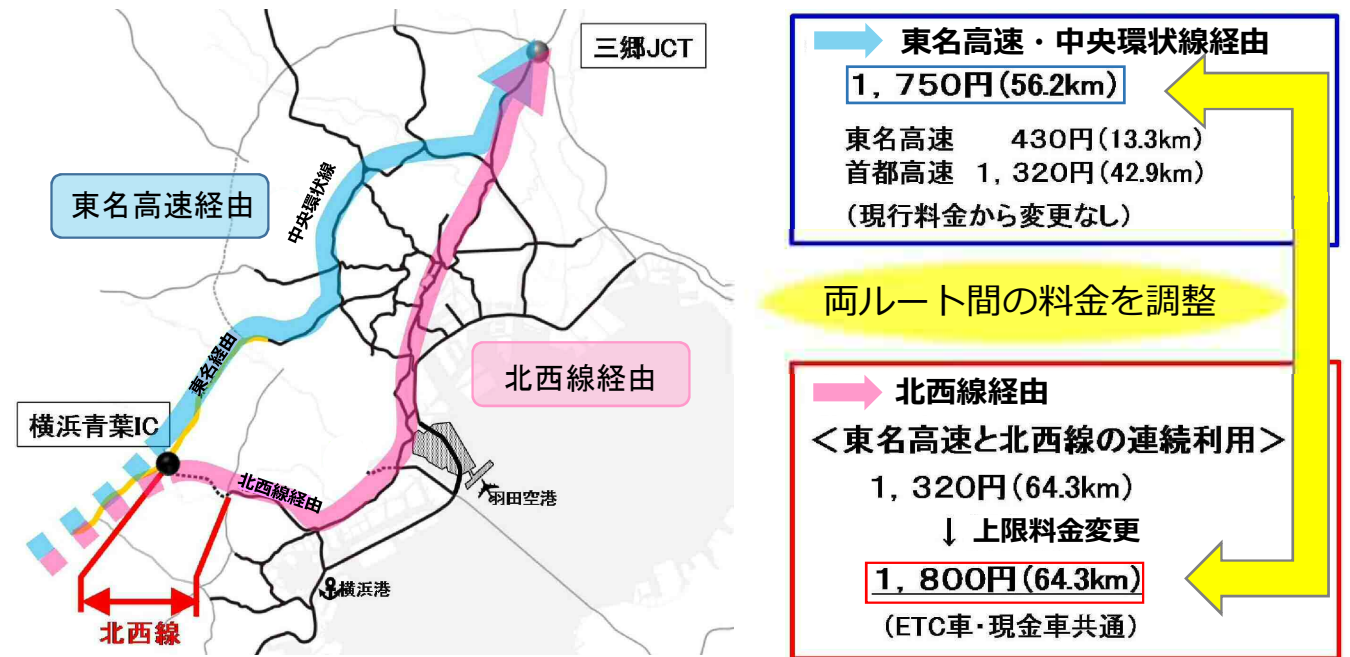


図4.(例)横浜青葉ICから三郷JCTまでの普通車料金
(東名高速の青葉ICまでの料金(ターミナルチャージを含む)を除く)

- 現金車については、走行距離の把握ができないため入口料金所で上限料金を徴収しているが、今回の連続利用の現金車に対しても1,800円の上限料金を徴収

表2.変更後の車種別上限料金

時点	現行	北西線開通後	
		東名⇨北西線連続利用	ETC車
軽自動車	1,090円	1,090円	1,470円 (+380円)
普通車	1,320円	1,320円	1,800円 (+480円)
中型車	1,410円	1,410円	1,920円 (+510円)
大型車	2,080円	2,080円	2,870円 (+790円)
特大車	2,650円	2,650円	3,670円 (+1,020円)

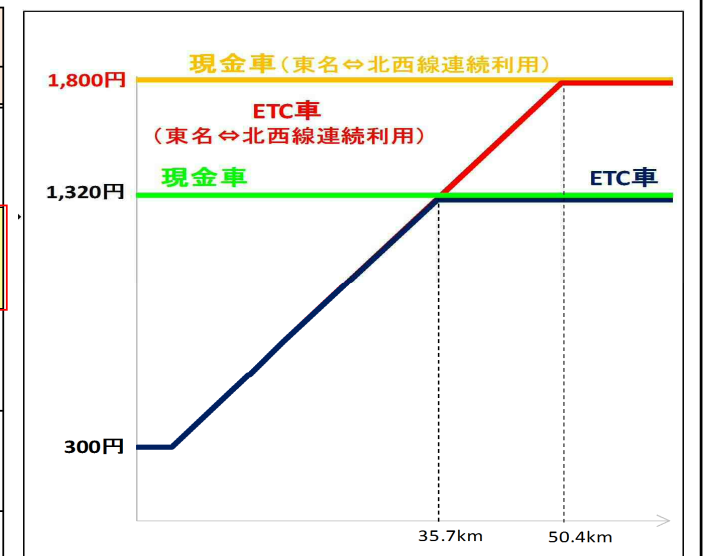


図5.変更後の距離別料金の推移 (普通車)

※ 中型車・特大車については、令和2年度まで適用の額

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における首都高速道路の料金変更

1 変更に至る経緯

- 大会期間中の円滑な大会輸送と経済活動・市民生活の両立を図るため、東京都・組織委員会（※1）・国は交通対策の検討を進めてきた。

- ◆ 企業・市民の皆様の御協力のもと、道路交通全体の需要を低減するTDM（※2）
- ◆ 交通状況に合わせて、高速道路への流入規制や調整などを行うTSM（※3）

※1 公益財団法人東京オリンピックパラリンピック競技大会組織委員会
 ※2 Transportation Demand Management（交通需要マネジメント）
 ※3 Transportation System Management（交通システムマネジメント）

- 令和元年7月には交通対策（TDM、TSM）の試行を実施した。
- 試行の検証結果と国の技術的検討結果をもとに、更なる追加対策として、**首都高速道路の料金施策（ロードプライシング）**を実施する方針を示した。

議案の内容

- (1)東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引
⇒ 夜間割引の導入による交通シフトの促進
- (2)東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング料金上乘せ
⇒ 昼間時間帯において、一般道から首都高速道路への転換を抑制

2 ロードプライシングの概要

(1) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引

- ① 割引を適用する自動車
午前0時から午前4時までの間に利用した**ETC車**。現金車は適用対象外。

- ② 割引率
50%

- ③ 実施する期間
35日間
(オリンピック・パラリンピック競技大会期間中及びその前後の期間)

2020（令和2）年7月							2020（令和2）年8、9月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4							1
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29
							30	31	9/1	2	3	4	5
							6	7	8	9	10	11	12

■ : 適用日

～実施期間～
令和2年7月20日から8月10日まで
及び8月25日から9月6日まで

図1.実施する期間

(2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング料金上乘せ

- ① 料金上乘せを適用する自動車
ア ETC車
午前6時から午後10時までの間に利用した**小型貨物を除く普通車以下の自家用車**（図2中の【E】）
- イ 現金車
午前6時から午後10時までの間に利用した**普通車以下の自動車**（図2中の【A】以外）

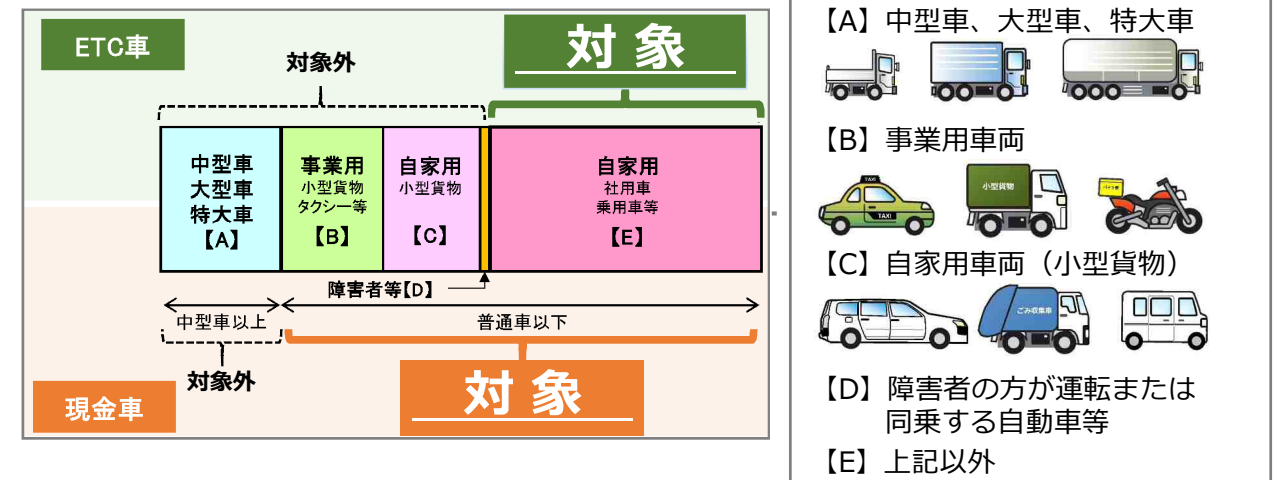


図2.ロードプライシング料金上乘せを適用するETC車/現金車別の車種区分

- ② 料金上乘せ額
909.09円（消費税込み1,000円）

午後10時から午前0時までは割引及び料金上乘せの移行時間として、通常料金となる

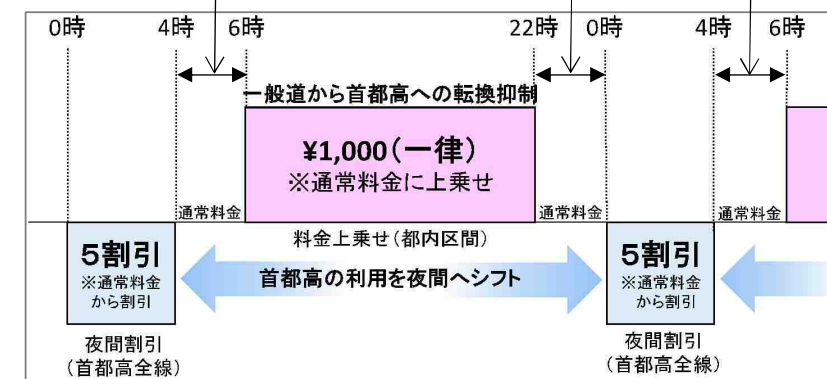


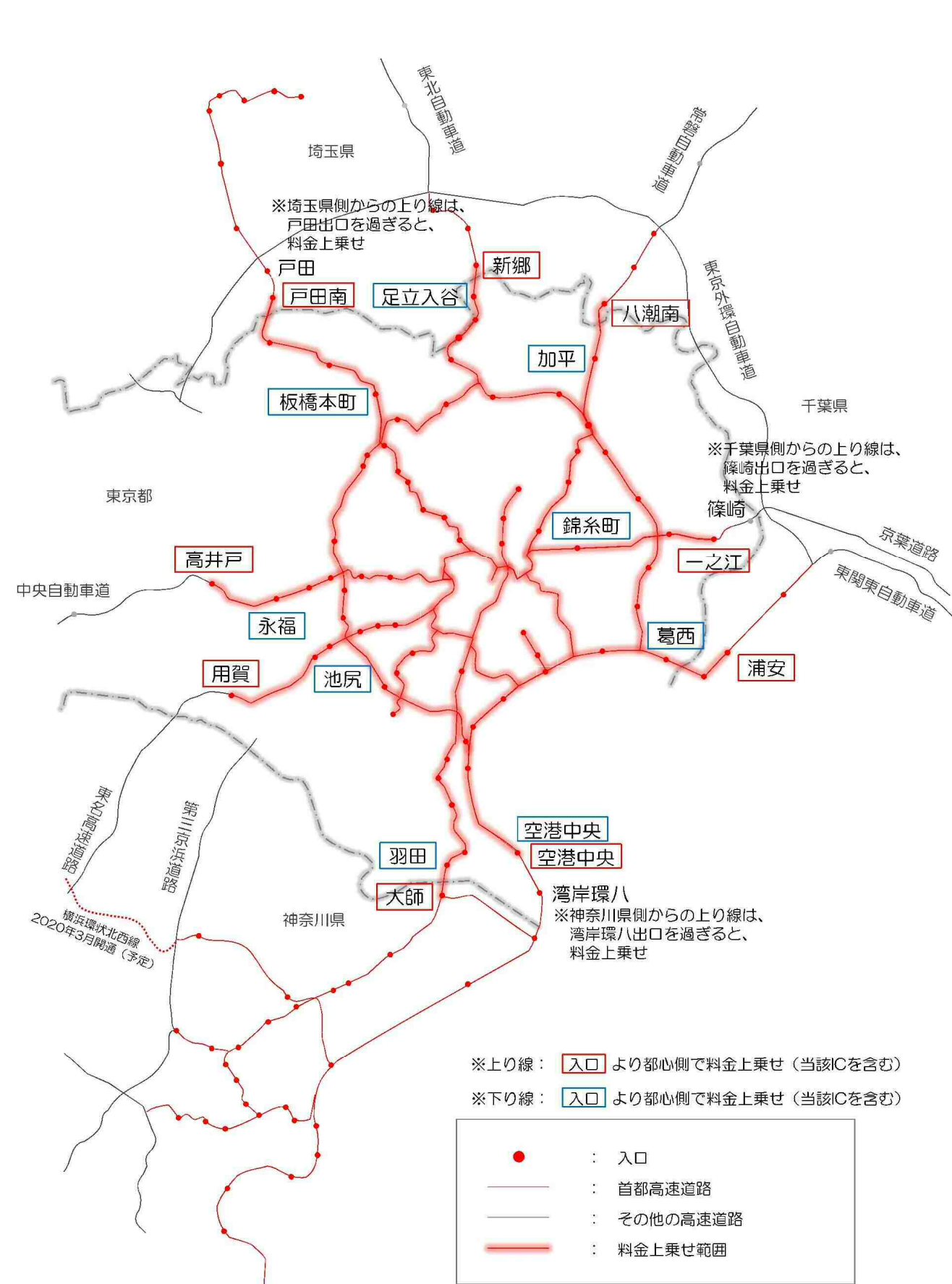
図3.料金施策（ロードプライシング）の適用時間帯（ETC車の場合）

- ③ 実施する期間
35日間（ロードプライシング割引と同様の期間）

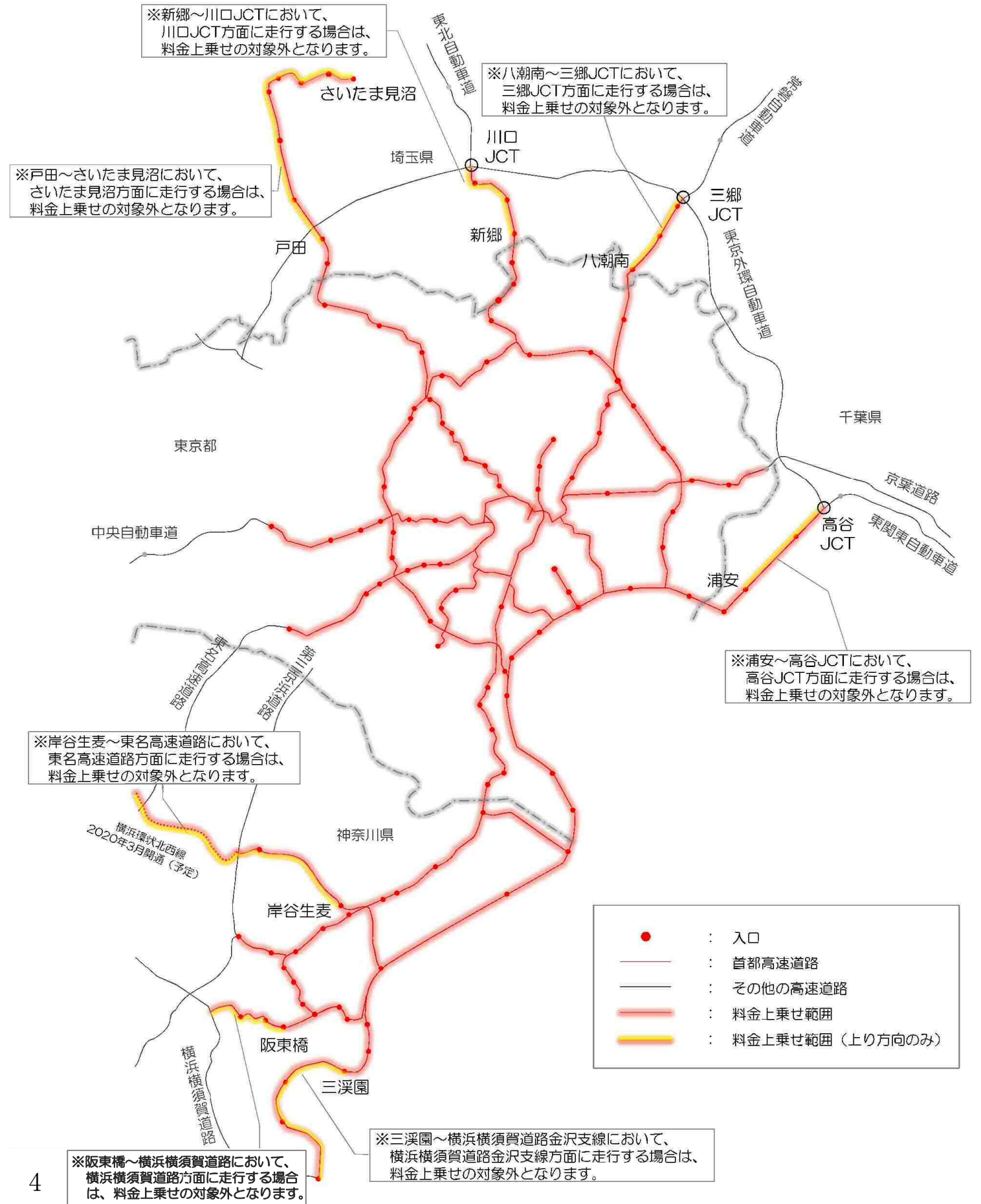
- ④ 適用区間
ア ETC車
都内区間を利用した自動車
イ 現金車
首都高速道路全線（一部を除く）

ロードプライシング料金上乘せの適用区間

ア ETC車の場合



イ 現金車の場合



道路整備特別措置法（抄）

第3条

- 1 会社は機構と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法に規定する協定を締結したときは、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。
- 2 会社は、前項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を大臣に提出しなければならない。
 - 一 高速道路の路線名
 - 二 新築・改築に係る工事の内容
 - 三 収支予算の明細
 - 四 料金の額及びその徴収期間
- 3 会社は第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、当該高速道路の道路管理者の同意を得なければならない。
- 4 前項の規定により道路管理者が協議に応じ、又は同意をしようとするときは、地方公共団体の議会の議決を得なければならない。
- 5 省略
- 6 会社は第1項の許可を受けた後、「高速道路の路線名」「新設又は改築に係る工事内容」のうち「路線名」「工事の区間」「工事方法」、更に「料金の額及びその徴収期間」の事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- 7 第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。



事 計 第 4 3 号

令和元年10月21日

川崎市長

福田 紀彦 殿

首都高速道路株式会社

代表取締役社長 宮田 年耕



「神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業」の変更について（同意申請）

標記について、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第6項の規定に基づき、「神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業」を別添のとおり変更したいので、同条第7項の規定において準用する同条第3項の規定に基づき、同意を求めます。

高速道路の路線名

本同意申請の対象となる高速道路の路線名は、以下のとおりとする。

- (1) 神奈川県道高速横浜羽田空港線（神奈川県川崎市川崎区浅田四丁目から神奈川県川崎市川崎区殿町一丁目まで）
- (2) 神奈川県道高速湾岸線（神奈川県川崎市川崎区扇島から神奈川県川崎市川崎区浮島町まで）
- (3) 川崎市道高速縦貫線

別紙－４の一部を次のように改める。

〔１〕二. (1) B中「利用可能な」を削り、〔１〕二. (3) (ロ)中「Aから利用可能な最遠の出口等までの距離」を「記(1) Bの料金距離」に、「料金」を「記(2)の計算式により算出された料金の額」に改める。

〔２〕一. 中「平成２８年４月１日以降首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める日」を「平成２８年４月１日」に、「平成３３年３月３１日」を「令和３年３月３１日」に改め、〔２〕二. 中「平成２８年４月１日以降会社が別に定める日」を「平成２８年４月１日」に、「平成３３年３月３１日」を「令和３年３月３１日」に改め、〔２〕二. B中「利用可能な」を削り、〔２〕三. (2)中「Aから利用可能な最遠の出口等までの距離」を「記二. Bの料金距離」に、「料金」を「料金の額」に改める。

〔３〕中「通常料金」を「基本料金」に改め、〔３〕一. (1) (ロ)中「下表に掲げる料金距離」を「３５．４km超」に、「平成２８年４月１日以降会社が別に定める日」を「平成２８年４月１日」に、「平成３３年３月３１日」を「令和３年３月３１日」に改め、〔３〕一. (1) (ロ)表Bの次に

「ただし、横浜市道高速横浜環状北西線及び中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道本線を連続して通行する場合には上記の定めは適用せず、利用した出入口等の相互間の料金距離が１回の通行につき１台当たり、５０．４km超となるときは、首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日から令和３年３月３１日までの間は下表Cの区分に応じた割引後の額を適用し、それ以降当分の間は、下表Dの区分に応じた割引後の額を適用する。

なお、ただし書きにおいて、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道横浜青葉インターチェンジを流出し、会社が別に定める時間内に当該インターチェンジで再流入した場合は、連続して通行したものとみなす。

表C

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
50.4km超	1340.2464円	1637.8080円	1741.9546円	2604.8832円	3333.9091円

表D

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
50.4km超	1340.2464円	1637.8080円	1935.3696円	2604.8832円	4241.4720円

」

を加え、〔３〕一. (4) (ロ)①A中「平成３８年３月３１日」を「令和８年３月３１日」に改め、〔３〕一. (4) (ロ)①B中「平成２８年４月１日以降会社が定める日」を「平成２８年４月１日」に、「平成３８年３月３１日」を「令和８年３月３１日」に改め、〔３〕一. (4) (ロ)①B表C中「、一般国道１４号（京葉道路）との接続部〔小松川ジャンクション供用開始の期日まで〕、一之江〔小松川ジャンクシヨ

ン供用開始の期日まで)」を削り、〔3〕一. (4) (ハ)中「平成38年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、〔3〕一. (5) (ハ)及び〔3〕一. (6) (ハ)中「平成28年4月1日以降会社が別に定める日」を「平成28年4月1日」に、「平成38年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、〔3〕一. (9)の次に

「(10) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車のうち、午前0時から午前4時までの間に首都高速道路の最初の入口等に流入する自動車とする。

(ロ) 割引率

50%とする。

(ハ) 実施する期間

令和2年7月20日から9月6日までの間とする。ただし、8月11日から8月24日までの間を除く。」

を加え、〔3〕二. 中「割引相互間の適用関係」を「割引及び料金上乗せ相互間の適用関係」に改め、

〔3〕二. (1)中「他の全ての割引」の次に「及び記〔4〕に定める料金上乗せ」を加え、〔3〕二. (3)中「及び都心流入・湾岸線誘導割引」を「、都心流入・湾岸線誘導割引並びに東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引及び料金上乗せ（記〔4〕に定める料金上乗せをいう。以下同じ。）」に改め、「次のとおりとする。」の次に、「ただし、割引相互間の重複適用後（大口・多頻度割引を除く。）の割引率は、最大で上限料金の引下げに係る割引後の額の50%とする。」を加え、〔3〕二. (3) (イ)中、

「

湾岸	○	○	--	湾岸
----	---	---	----	----

」を、

「

湾岸	○	○	—	湾岸	
大会	○	○	○	○	大会

」に改め、「湾岸」の次に「、大会」を加え、「及び都心流入・湾岸線誘導割引」を「、都心流入・湾岸線誘導割引並びに東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引及び料金上乗せ」に改め、〔3〕二. (3) (ロ)中、

「

適用の順序	割引の種類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	環境ロードプライシング割引
3	都心流入割引又は都心流入・湾岸線誘導割引
4	大口・多頻度割引

」を、

「

適用の順序	割引及び料金上乗せの種類
-------	--------------

1	上限料金の引下げに係る割引
2	環境ロードプライシング割引
3	都心流入割引又は都心流入・湾岸線誘導割引
4	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 ロードプライシング割引又は料金上乘せ
5	大口・多頻度割引

」に改め、〔3〕三. 中「及び(6)」を「、(6)及び(10)」に改める。

〔5〕中「その他」を「その他（乗継）」に改め、「一. 乗継について」を削り、〔5〕二. を削り、〔5〕を〔6〕とする。

〔4〕中「平成 77 年 9 月 30 日」を「令和 47 年 9 月 30 日」に改め、〔4〕を〔5〕とし、〔5〕の前に次を加える。

「〔4〕東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング料金上乘せ

(1) 料金上乘せを適用する自動車

(イ) ETC車

料金上乘せを適用する自動車は、ETC車のうち、午前6時から午後10時までの間に首都高速道路の最初の入口等に流入し、かつ、(2)に定める適用区間を通行する自動車であって、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3第1項第13号に定める「自家用又は事業用の別」が「自家用」であり、かつ、「自動車の用途等の区分について（依命通達）」（昭和35年9月6日自車第452号自動車局長通知）に定める「貨物自動車等」及び「特種用途自動車等」以外である軽自動車等及び普通車とする。

ただし、記〔3〕一. (2)に定める割引を適用する自動車、または手帳もしくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付されている精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用する自動車、もっぱら社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する自動車及び東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の選手又は関係者を輸送する自動車のうち、事前に自動車登録番号又は車両番号等の会社が別に定める必要事項について、東京都に手続きがなされ、指定された自動車を除く。

(ロ) 現金車

料金上乘せを適用する自動車は、現金車のうち、午前6時から午後10時までの間に首都高速道路の最初の料金所を通行し、かつ、(2)に定める適用区間を通行する軽自動車等及び普通車とする。

ただし、記〔3〕一. (2)に定める割引を適用する自動車を除く。

(2) 適用区間

(イ) ETC車

ETC車のうち、下表に定める路線を通行する自動車とする。

路線
都道首都高速1号線
都道首都高速2号線

都道首都高速 2 号分岐線
都道首都高速 3 号線
都道首都高速 4 号線
都道首都高速 4 号分岐線
都道首都高速 5 号線
都道首都高速 6 号線
都道首都高速 7 号線
都道首都高速 8 号線
都道首都高速 9 号線
都道首都高速晴海線
都道首都高速 1 1 号線
都道首都高速葛飾江戸川線
都道首都高速板橋足立線
都道首都高速目黒板橋線
都道首都高速品川目黒線
都道高速湾岸線（湾岸環八を利用する場合を除く。）
都道首都高速湾岸分岐線
都道高速横浜羽田空港線
都道高速葛飾川口線
都道高速足立三郷線
都道高速板橋戸田線
神奈川県道高速横浜羽田空港線〔大師（羽田方向へ進行する入口に限る。）を利用する場合に限る。〕
埼玉県道高速葛飾川口線〔新郷（足立入谷方向へ進行する入口に限る。）を利用する場合に限る。〕
埼玉県道高速足立三郷線〔八潮南（加平方向へ進行する入口に限る。）を利用する場合に限る。〕
埼玉県道高速板橋戸田線（戸田南入口を利用する場合に限る。）
千葉県道高速湾岸線〔舞浜、浦安（葛西方向へ進行する入口に限る。）を利用する場合に限る。〕

(ロ) 現金車

首都高速道路全線を通行する自動車とする。ただし、下表の出入口等を利用する場合を除く。

出入口等
三溪園（入口に限る。）
杉田（幸浦方向へ進行する入口に限る。）
新郷（安行方向へ進行する入口に限る。）
八潮南（八潮方向へ進行する入口に限る。）

戸田（入口に限る。）
新都心（さいたま見沼方向へ進行する入口に限る。）
新都心西（新都心方向へ進行する入口に限る。）
浦和北（入口に限る。）
美女木ジャンクション（高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線を通行し浦和南方向へ進行する利用に限る。）
浦安（千鳥町方向へ進行する入口に限る。）
阪東橋（入口に限る。）
岸谷生麦（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）
新横浜（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）
横浜港北（横浜青葉ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）

(3) 料金上乗せ額

909.09円とする。

(4) 実施する期間

令和2年7月20日から9月6日までの間とする。ただし、8月11日から8月24日までの間を除く。

(5) 消費税等の取扱い及び料金上乗せ後の額の単位

記(3)に定める料金上乗せ額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により10円単位の端数処理を行うこととする。」

新旧対照表

〈新〉	〈旧〉
<p style="text-align: center;">料金の額及びその徴収期間</p> <p>1 基本料金の額</p> <p>本文記1 高速道路の路線名に記載する高速道路（以下「首都高速道路」という。）における基本料金の額は、1回の通行につき、以下のとおりとする。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。</p> <p>(1) 1キロメートル当たり料金の額と固定額</p> <p>略</p> <p>(2) 適用方法</p> <p>① 料金距離</p> <p>首都高速道路の入口、出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出入口等」という。）の相互間の距離（以下「料金距離」という。）は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長並びに東京高速道路株式会社線を距離に算入せず、出入口等の相互間の最短経路により算出した距離とし、別添2のとおりとする。</p> <p>(注)</p> <p>A 料金距離は次の原則に従い定めるものとする。ただし、記(1)に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用開始の期日から適用する。</p> <p>(A) 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。</p> <p>(B) 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。</p> <p>(C) 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。</p> <p>B 現金車〔ETC車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「建設省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「ETCシステム」という。）を使用して無線通信により料金を徴収する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。〕以外の自動車をいう。以下同じ。〕は、首都高速道路の入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「入口等」という。）から最遠の首都高速道路の出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出口等」という。）までの距離（別添3に掲げる出入口等を利用する場合においては、同表に掲げる距離）を料金距離とし、その料金距</p>	<p style="text-align: center;">料金の額及びその徴収期間</p> <p>1 基本料金の額</p> <p>本文記1 高速道路の路線名に記載する高速道路（以下「首都高速道路」という。）における基本料金の額は、1回の通行につき、以下のとおりとする。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。</p> <p>(1) 1キロメートル当たり料金の額と固定額</p> <p>略</p> <p>(2) 適用方法</p> <p>① 料金距離</p> <p>首都高速道路の入口、出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出入口等」という。）の相互間の距離（以下「料金距離」という。）は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長並びに東京高速道路株式会社線を距離に算入せず、出入口等の相互間の最短経路により算出した距離とし、別添2のとおりとする。</p> <p>(注)</p> <p>A 料金距離は次の原則に従い定めるものとする。ただし、記(1)に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用開始の期日から適用する。</p> <p>(A) 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。</p> <p>(B) 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。</p> <p>(C) 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。</p> <p>B 現金車〔ETC車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「建設省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「ETCシステム」という。）を使用して無線通信により料金を徴収する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。〕以外の自動車をいう。以下同じ。〕は、首都高速道路の入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「入口等」という。）から利用可能な最遠の首都高速道路の出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出口等」という。）までの距離（別添3に掲げる出入口等を利用する場合においては、同表に掲げる距離）を料</p>

新旧対照表

〈新〉	〈旧〉
<p>離に応じて料金の額を適用する。</p> <p>C 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添2又は別添3について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。</p> <p>② 出入口等の相互間の料金の計算額 出入口等の相互間の料金の計算額は、車種ごとに出入口等の相互間の料金距離に応じて、次の算式により算出する。</p> <p>料金の計算額 = L R + F (単位：円)</p> <p>(注) 上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数値を表す。 L：出入口等の相互間の料金距離 (単位：キロメートル) R：1キロメートル当たりの料金の額 (単位：円) F：利用1回に対して課する固定額 (単位：円)</p> <p>③ 通行止めに伴う料金調整 最初に首都高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口等をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をC、首都高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、BC間を迂回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。</p> <p>ア ETC車の場合の料金調整 AB間の料金距離とCD間の料金距離を合算した料金距離に応じて、記②の計算式により算出された料金の額を適用する。</p> <p>イ 現金車の場合の料金調整 AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、<u>記①Bの料金距離</u>に応じて、<u>記②の計算式により算出された料金の額</u>を徴収する。</p> <p>(3) 消費税等の取扱い及び料金の単位 略</p>	<p>金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。</p> <p>C 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添2又は別添3について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。</p> <p>② 出入口等の相互間の料金の計算額 出入口等の相互間の料金の計算額は、車種ごとに出入口等の相互間の料金距離に応じて、次の算式により算出する。</p> <p>料金の計算額 = L R + F (単位：円)</p> <p>(注) 上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数値を表す。 L：出入口等の相互間の料金距離 (単位：キロメートル) R：1キロメートル当たりの料金の額 (単位：円) F：利用1回に対して課する固定額 (単位：円)</p> <p>③ 通行止めに伴う料金調整 最初に首都高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口等をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をC、首都高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、BC間を迂回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。</p> <p>ア ETC車の場合の料金調整 AB間の料金距離とCD間の料金距離を合算した料金距離に応じて、記②の計算式により算出された料金の額を適用する。</p> <p>イ 現金車の場合の料金調整 AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、<u>Aから利用可能な最遠の出口等までの距離</u>に応じて、<u>料金</u>を徴収する。</p> <p>(3) 消費税等の取扱い及び料金の単位 略</p>

新旧対照表

〈新〉

〈旧〉

2 特別の措置

(1) 1キロメートル当たりの料金の額の特例

利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、記1(1)①にかかわらず、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間、下表Aのとおり特別の措置を適用する。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

表A

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	23.616
普通車	29.52
中型車	31.5864
大型車	48.708
特大車	63.1728

(2) 料金距離に応じた料金の額

料金距離が4.2km以下となる場合の料金の額については、記1及び2(1)にかかわらず、1回の通行につき1台当たり、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間は下表Bの区分に応じた額とし、それ以降当分の間は、下表Cの区分に応じた額とする。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

表B

料金距離	料金の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
4.2km以下	251.5488円	276.9360円	285.8215円	359.4444円	421.6430円

表C

料金距離	料金の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
4.2km以下	251.5488円	276.9360円	302.3232円	359.4444円	499.0740円

(注)

A 料金距離は次の原則に従い定めるものとし、別添2のとおりとする。ただし、上表A、上表B及び上表Cに定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用開始の期日から適用する。

(A) 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。

(B) 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。

(C) 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する

2 特別の措置

(1) 1キロメートル当たりの料金の額の特例

利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、記1(1)①にかかわらず、平成28年4月1日以降首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める日から平成33年3月31日までの間、下表Aのとおり特別の措置を適用する。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

表A

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	23.616
普通車	29.52
中型車	31.5864
大型車	48.708
特大車	63.1728

(2) 料金距離に応じた料金の額

料金距離が4.2km以下となる場合の料金の額については、記1及び2(1)にかかわらず、1回の通行につき1台当たり、平成28年4月1日以降会社が別に定める日から平成33年3月31日までの間は下表Bの区分に応じた額とし、それ以降当分の間は、下表Cの区分に応じた額とする。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

表B

料金距離	料金の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
4.2km以下	251.5488円	276.9360円	285.8215円	359.4444円	421.6430円

表C

料金距離	料金の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
4.2km以下	251.5488円	276.9360円	302.3232円	359.4444円	499.0740円

(注)

A 料金距離は次の原則に従い定めるものとし、別添2のとおりとする。ただし、上表A、上表B及び上表Cに定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用開始の期日から適用する。

(A) 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。

(B) 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。

(C) 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する

新旧対照表

〈新〉

〈旧〉

場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。

B 現金車は、首都高速道路の入口等から最遠の出口等までの距離（別添3に掲げる出入口等を利用する場合には、同表に掲げる距離）を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。ただし、料金距離が4.2km以下となる場合の料金の額については、上表B又は上表Cの料金の額を適用する。

C 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添2又は別添3について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

(3) 通行止めに伴う料金調整

最初に首都高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口等をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をC、首都高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、BC間を迂回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

① ETC車の場合の料金調整

AB間の料金距離とCD間の料金距離を合算した料金距離に応じて、料金の額を適用する。

② 現金車の場合の料金調整

AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、記(2)Bの料金距離に応じて、料金の額を徴収する。

(4) 消費税等の取扱い及び料金の単位

略

3 基本料金及び特別の措置における割引

(1) 割引を適用する自動車及び割引率等

① 上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行する軽自動車等、普通車、中型車、大型車及び特大車とする。

イ 割引後の額

利用した出入口等の相互間の料金距離が、1回の通行につき1台当たり、3.5.7km超となる場合は、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間は下表Aの区分に応じた割引後の額を適用し、それ以降当分の間は、下表Bの区分に応じた割引後の額を適用する。

場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。

B 現金車は、首都高速道路の入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離（別添3に掲げる出入口等を利用する場合には、同表に掲げる距離）を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。ただし、料金距離が4.2km以下となる場合の料金の額については、上表B又は上表Cの料金の額を適用する。

C 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添2又は別添3について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

(3) 通行止めに伴う料金調整

最初に首都高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口等をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をC、首都高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、BC間を迂回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

① ETC車の場合の料金調整

AB間の料金距離とCD間の料金距離を合算した料金距離に応じて、料金の額を適用する。

② 現金車の場合の料金調整

AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、Aから利用可能な最遠の出口等までの距離に応じて、料金を徴収する。

(4) 消費税等の取扱い及び料金の単位

略

3 通常料金及び特別の措置における割引

(1) 割引を適用する自動車及び割引率等

① 上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行する軽自動車等、普通車、中型車、大型車及び特大車とする。

イ 割引後の額

利用した出入口等の相互間の料金距離が、1回の通行につき1台当たり、下表に掲げる料金距離となる場合は、平成28年4月1日以降会社が別に定める日から平成33年3月31日までの間は下表Aの区分に応じた割引後の額を適用し、それ以降当分の間は、下表Bの区分に応じた割引後の額を適用する。

新旧対照表

〈新〉

〈旧〉

表 A

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
35.7km 超	993.0912 円	1203.8640 円	1277.6345 円	1888.8756 円	2405.2690 円

表 A

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
35.7km 超	993.0912 円	1203.8640 円	1277.6345 円	1888.8756 円	2405.2690 円

表 B

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
35.7km 超	993.0912 円	1203.8640 円	1414.6368 円	1888.8756 円	3048.1260 円

表 B

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
35.7km 超	993.0912 円	1203.8640 円	1414.6368 円	1888.8756 円	3048.1260 円

ただし、横浜市道高速横浜環状北西線及び中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道本線を連続して通行する場合には上記の定めは適用せず、利用した出入口等の相互間の料金距離が1回の通行につき1台当たり、50.4km超となるときは、首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日から令和3年3月31日までの間は下表Cの区分に応じた割引後の額を適用し、それ以降当分の間は、下表Dの区分に応じた割引後の額を適用する。

なお、ただし書きにおいて、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道横浜青葉インターチェンジを流出し、会社が別に定める時間内に当該インターチェンジで再流入した場合は、連続して通行したものとみなす。

表 C

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
50.4km 超	1340.2464 円	1637.8080 円	1741.9546 円	2604.8832 円	3333.9091 円

② 障害者割引については、次のとおりとする。

略

③ 環境ロードプライシング割引については、次のとおりとする。

略

④ 大口・多頻度割引については、次のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

略

イ 割引率

(ア) 車両単位割引

A 記アの自動車を使用するETCコーポレートカード1枚ごとの月間利用金額に対し、下表Aの割引率を適用する。ただし、平成24年1月1日から平成38年3月31日までの間は下表Bの割引率を適用する。

② 障害者割引については、次のとおりとする。

略

③ 環境ロードプライシング割引については、次のとおりとする。

略

④ 大口・多頻度割引については、次のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

略

イ 割引率

(ア) 車両単位割引

A 記アの自動車を使用するETCコーポレートカード1枚ごとの月間利用金額に対し、下表Aの割引率を適用する。ただし、平成24年1月1日から令和8年3月31日までの間は下表Bの割引率を適用する。

新旧対照表

〈新〉

B 平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、利用した出入口等に下表Cに掲げる出入口等が含まれない通行であって、かつ、下表D左欄のジャンクションから同表右欄に掲げる出入口の方向に進行しない交通に係る月間利用金額（以下「月間要件通行利用金額」という。）に応じて、下表Eの割引率を月間要件通行利用金額に適用する。ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日から本割引を適用する。

表A、B 略

表C

出入口等
入谷、上野、本町、芝浦、戸越、荏原、目黒、天現寺、渋谷、高樹町、新宿、代々木、外苑、北池袋、東池袋、護国寺、早稲田、飯田橋、西神田、一ツ橋、堤通、向島、駒形、清洲橋、浜町、箱崎、小松川（両国ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）、錦糸町、枝川、塩浜、木場、福住、豊洲、晴海、台場、宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部

表D、E 略

(イ) 契約単位割引

略

ウ 実施する期間

記イ(イ)に定める割引は、平成24年1月1日から令和8年3月31日までの間とする。

⑤ 都心流入割引については、次のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

略

イ 割引を適用する料金距離

略

ウ 実施する期間

平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間とする。

⑥ 都心流入・湾岸線誘導割引については、次のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

略

イ 割引を適用する料金距離

略

ウ 実施する期間

平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間とする。

〈旧〉

B 平成28年4月1日以降会社が定める日から平成38年3月31日までの間においては、利用した出入口等に下表Cに掲げる出入口等が含まれない通行であって、かつ、下表D左欄のジャンクションから同表右欄に掲げる出入口の方向に進行しない交通に係る月間利用金額（以下「月間要件通行利用金額」という。）に応じて、下表Eの割引率を月間要件通行利用金額に適用する。ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日から本割引を適用する。

表A、B 略

表C

出入口等
入谷、上野、本町、芝浦、戸越、荏原、目黒、天現寺、渋谷、高樹町、新宿、代々木、外苑、北池袋、東池袋、護国寺、早稲田、飯田橋、西神田、一ツ橋、堤通、向島、駒形、清洲橋、浜町、箱崎、 <u>一般国道14号（京葉道路）との接続部〔小松川ジャンクション供用開始の期日まで〕</u> 、 <u>一之江〔小松川ジャンクション供用開始の期日まで〕</u> 、小松川（両国ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）、錦糸町、枝川、塩浜、木場、福住、豊洲、晴海、台場、宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部

表D、E 略

(イ) 契約単位割引

略

ウ 実施する期間

記イ(イ)に定める割引は、平成24年1月1日から平成38年3月31日までの間とする。

⑤ 都心流入割引については、次のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

略

イ 割引を適用する料金距離

略

ウ 実施する期間

平成28年4月1日以降会社が別に定める日から平成38年3月31日までの間とする。

⑥ 都心流入・湾岸線誘導割引については、次のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

略

イ 割引を適用する料金距離

略

ウ 実施する期間

平成28年4月1日以降会社が別に定める日から平成38年3月31日までの間とする。

新旧対照表

〈新〉

- ⑦ ETC路線バス割引については、次のとおりとする。
略
- ⑧ 首都高速道路企画割引については、次のとおりとする。
略
- ⑨ 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、次のとおりとする。
略
- ⑩ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引については、次のとおりとする。
ア 割引を適用する自動車
割引を適用する自動車は、ETC車のうち、午前0時から午前4時までの間に首都高速道路の最初の入口等に流入する自動車とする。
イ 割引率
50%とする。
ウ 実施する期間
令和2年7月20日から9月6日までの間とする。ただし、8月11日から8月24日までの間を除く。

(2) 割引及び料金上乗せ相互間の適用関係

- ① 上限料金の引下げに係る割引を適用する自動車は、記3に定める他の全ての割引及び記4に定める料金上乗せと重複するものとし、上限料金の引下げに係る割引を適用した後の金額に対して記3に定める他の全ての割引及び記4に定める料金上乗せを適用する。
- ② 略
- ③ 上限料金の引下げに係る割引、環境ロードプライシング割引、大口・多頻度割引、都心流入割引、都心流入・湾岸線誘導割引並びに東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引及び料金上乗せ（記4に定める料金上乗せをいう。以下同じ。）相互間の重複適用関係は、次のとおりとする。ただし、割引相互間の重複適用後（大口・多頻度割引を除く。）の割引率は、最大で上限料金の引下げに係る割引後の額の50%とする。

ア 重複適用の有無

○…適用あり
—…重複し得ない

	環境				
大口	○	大口			
流入	○	○	流入		
湾岸	○	○	—	湾岸	
大会	○	○	○	○	大会

〈旧〉

- ⑦ ETC路線バス割引については、次のとおりとする。
略
- ⑧ 首都高速道路企画割引については、次のとおりとする。
略
- ⑨ 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、次のとおりとする。
略

(新設)

(2) 割引相互間の適用関係

- ① 上限料金の引下げに係る割引を適用する自動車は、記3に定める他の全ての割引と重複するものとし、上限料金の引下げに係る割引を適用した後の金額に対して記3に定める他の全ての割引を適用する。
- ② 略
- ③ 上限料金の引下げに係る割引、環境ロードプライシング割引、大口・多頻度割引、都心流入割引及び都心流入・湾岸線誘導割引相互間の重複適用関係は、次のとおりとする。

ア 重複適用の有無

○…適用あり
—…重複し得ない

	環境			
大口	○	大口		
流入	○	○	流入	
湾岸	○	○	—	湾岸

新旧対照表

〈新〉

〈旧〉

(注)「環境」、「大口」、「流入」、「湾岸」、「大会」は、それぞれ、環境ロードプライシング割引、大口・多頻度割引、都心流入割引、都心流入・湾岸線誘導割引並びに東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引及び料金上乗せを指す。

(注)「環境」、「大口」、「流入」、「湾岸」は、それぞれ、環境ロードプライシング割引、大口・多頻度割引、都心流入割引 及び都心流入・湾岸線誘導割引を指す。

イ 重複適用の順序

適用の順序	割引 <u>及び料金上乗せ</u> の種類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	環境ロードプライシング割引
3	都心流入割引又は都心流入・湾岸線誘導割引
<u>4</u>	<u>東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引又は料金上乗せ</u>
<u>5</u>	<u>大口・多頻度割引</u>

イ 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	環境ロードプライシング割引
3	都心流入割引又は都心流入・湾岸線誘導割引
<u>4</u>	大口・多頻度割引

(3) 消費税等の取扱い及び割引後の額の単位

記 1 ①、③、⑤、⑥及び⑩に定める割引を適用した額（記①及び記③に定める割引後の額が適用される場合においては、消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額）に 10 円未満の端数がある場合には、四捨五入により 10 円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10 円単位の端数処理を行うことができる。

(3) 消費税等の取扱い及び割引後の額の単位

記 1 ①、③、⑤ 及び⑥に定める割引を適用した額（記①及び記③に定める割引後の額が適用される場合においては、消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額）に 10 円未満の端数がある場合には、四捨五入により 10 円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10 円単位の端数処理を行うことができる。

4 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング料金上乗せ

(新設)

① 料金上乗せを適用する自動車

ア ETC車

料金上乗せを適用する自動車は、ETC車のうち、午前6時から午後10時までの間に首都高速道路の最初の入口等に流入し、かつ、②に定める適用区間を通行する自動車であって、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3第1項第13号に定める「自家用又は事業用の別」が「自家用」であり、かつ、「自動車の用途等の区分について（依命通達）」（昭和35年9月6日自車第452号自動車局長通知）に定める「貨物自動車等」及び「特種用途自動車等」以外である軽自動車等及び普通車とする。

ただし、記3(1)②に定める割引を適用する自動車、または手帳もしくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付されている精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用する自動車、もっぱら社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する自動車及び東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の選手又は関係者を輸送する自動車のうち、事前に自動車登録番号又は車両番号等の会社が別に定める必要事項について、東京都に手続きがなされ、指定された自動車を除く。

イ 現金車

料金上乗せを適用する自動車は、現金車のうち、午前6時から午後10時までの間に首都高速道路の最初の料金所を通行し、かつ、②に定める適用区間を通行する軽自動車等及び普

新旧対照表

〈新〉

〈旧〉

通車とする。

ただし、記3(1)②に定める割引を適用する自動車を除く。

② 適用区間

ア E T C 車

E T C 車のうち、下表に定める路線を通行する自動車とする。

路線
都道首都高速1号線
都道首都高速2号線
都道首都高速2号分岐線
都道首都高速3号線
都道首都高速4号線
都道首都高速4号分岐線
都道首都高速5号線
都道首都高速6号線
都道首都高速7号線
都道首都高速8号線
都道首都高速9号線
都道首都高速晴海線
都道首都高速11号線
都道首都高速葛飾江戸川線
都道首都高速板橋足立線
都道首都高速目黒板橋線
都道首都高速品川目黒線
都道高速湾岸線（湾岸環八を利用する場合を除く。）
都道首都高速湾岸分岐線
都道高速横浜羽田空港線
都道高速葛飾川口線
都道高速足立三郷線
都道高速板橋戸田線
神奈川県道高速横浜羽田空港線〔大師（羽田方向へ進行する入口に限る。）を利用する場合に限る。〕
埼玉県道高速葛飾川口線〔新郷（足立入谷方向へ進行する入口に限る。）を利用する場合に限る。〕
埼玉県道高速足立三郷線〔八潮南（加平方向へ進行する入口に限る。）を利用する場合に限る。〕

新旧対照表

〈新〉

〈旧〉

埼玉県道高速板橋戸田線（戸田南入口を利用する場合に限る。）
千葉県道高速湾岸線〔舞浜、浦安（葛西方向へ進行する入口に限る。）を利用する場合に限る。〕

イ 現金車

首都高速道路全線を通行する自動車とする。ただし、下表の出入口等を利用する場合を除く。

出入口等
<u>三溪園（入口に限る。）</u>
<u>杉田（幸浦方向へ進行する入口に限る。）</u>
<u>新郷（安行方向へ進行する入口に限る。）</u>
<u>八潮南（八潮方向へ進行する入口に限る。）</u>
<u>戸田（入口に限る。）</u>
<u>新都心（さいたま見沼方向へ進行する入口に限る。）</u>
<u>新都心西（新都心方向へ進行する入口に限る。）</u>
<u>浦和北（入口に限る。）</u>
<u>美女木ジャンクション（高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線を通 行し浦和南方向へ進行する利用に限る。）</u>
<u>浦安（千鳥町方向へ進行する入口に限る。）</u>
<u>阪東橋（入口に限る。）</u>
<u>岸谷生麦（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）</u>
<u>新横浜（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）</u>
<u>横浜港北（横浜青葉ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）</u>

③ 料金上乗せ額

909.09円とする。

④ 実施する期間

令和2年7月20日から9月6日までの間とする。ただし、8月11日から8月24日までの間を除く。

⑤ 消費税等の取扱い及び料金上乗せ後の額の単位

記③に定める料金上乗せ額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により10円単位の端数処理を行うこととする。

5 料金の徴収期間

平成18年4月1日から令和4年9月30日までとする。

4 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成77年9月30日までとする。

新旧対照表

〈新〉

〈旧〉

6 その他（乗継）

首都高速道路を通行してきたE T C車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続き首都高速道路を通行する場合であって、E T Cシステムに当該通行実績を記録した自動車については、これを1回の通行とみなす。また、首都高速道路を通行してきた現金車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続き首都高速道路を通行する場合であって、乗継券を提出した自動車については、これを1回の通行とみなす。

（削除）

以 上

別添 1 略

別添 2 略

5 その他

(1) 乗継について

首都高速道路を通行してきたE T C車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続き首都高速道路を通行する場合であって、E T Cシステムに当該通行実績を記録した自動車については、これを1回の通行とみなす。また、首都高速道路を通行してきた現金車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続き首都高速道路を通行する場合であって、乗継券を提出した自動車については、これを1回の通行とみなす。

(2) 実施期日

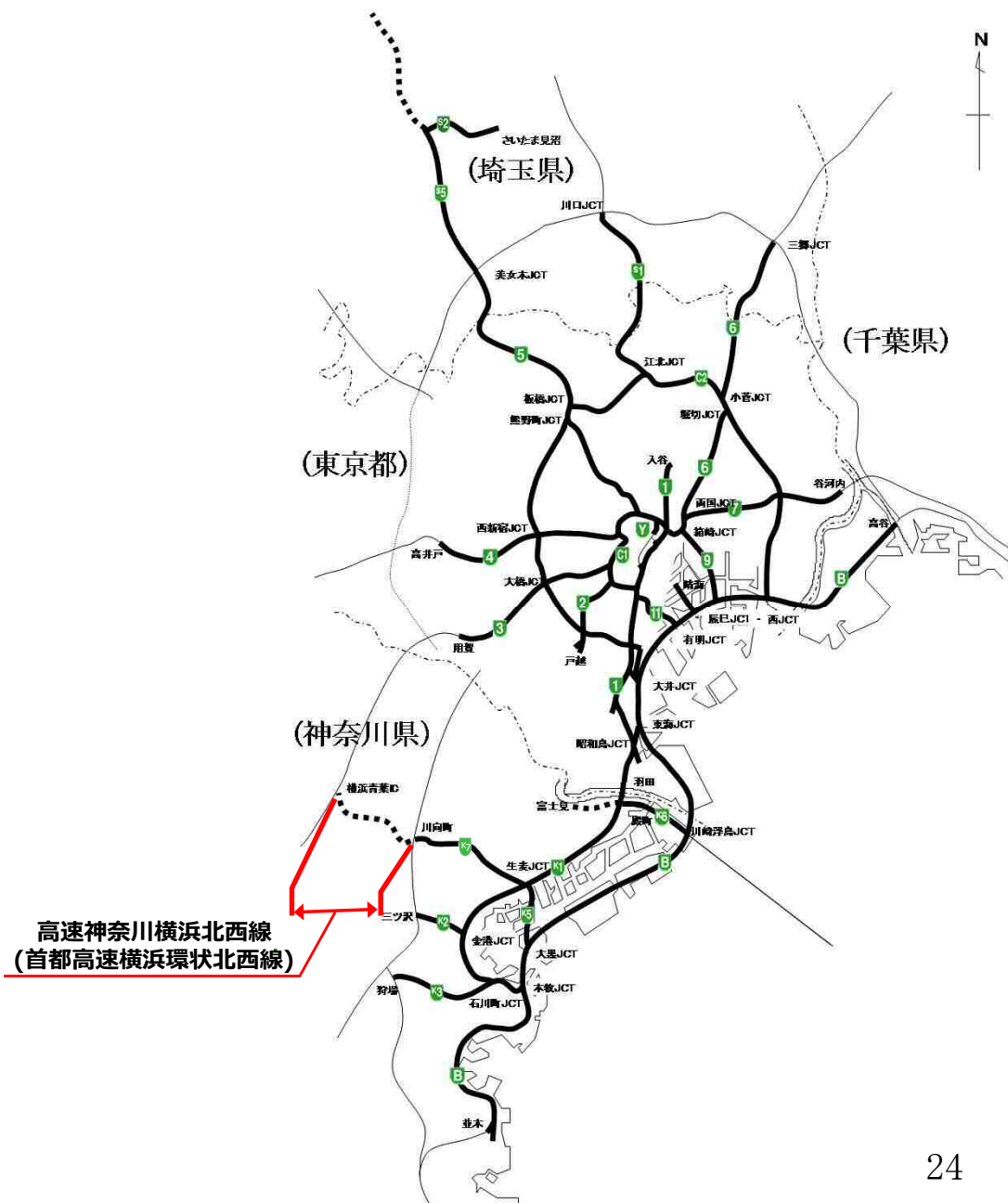
記 1 から 3 までに掲げる事項は平成 2 8 年 4 月 1 日以降会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。

以 上

別添 1 略

別添 2 略

首都高速道路のネットワーク図



- | | |
|--------------------|-----------------------|
| C1 高速都心環状線 | S1 高速川口線 |
| C2 高速中央環状線 | Y 高速八重洲線 |
| 1 高速1号上野線 | B 高速湾岸線 |
| 1 高速1号羽田線 | B 高速湾岸分岐線 |
| 2 高速2号目黒線 | K1 高速神奈川1号横羽線 |
| 3 高速3号渋谷線 | K2 高速神奈川2号三ツ沢線 |
| 4 高速4号新宿線 | K3 高速神奈川3号狩場線 |
| 5 高速5号池袋線 | K5 高速神奈川5号大黒線 |
| 6 高速6号向島線 | K6 高速神奈川6号川崎線 |
| 6 高速6号三郷線 | K7 高速神奈川7号横浜北線 |
| 7 高速7号小松川線 | S2 高速埼玉新都心線 |
| 9 高速9号深川線 | S5 高速埼玉大宮線 |
| 10 高速10号晴海線 | |
| 11 高速11号台場線 | |